0 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の 規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、 財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項(平成二十年金融庁・財務省・

経済産業省告示第三号)

| <ul><li>じた原因(当該差異がある場合に限る。)</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li><li>可とする。</li></ul> | 2~4 (略) - 号において同じ。)に関する開示事項とする。 | レッジ比率をいう。第五項並びに第六条第一項第十四号及び第十五して経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める連結レバ己資本比率告示第二条に規定する連結自己資本比率の補完的指標と | 的な開示事項及び定量的な開示事項並びに連結レバレッジ比率(自に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性 | 直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)ついて経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項( | 第四条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況に項) | (連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事 | 改正案 |
|---|---------------------------------|--|--|--|-----------------------------------|--------------------------------|-----|
| (新設)  | 2 ( 4 ( 略 )                     |  | 的な開示事項及び定量的な開示事項とする。に係るものに限る。)は、自己資本の構成に関する開示事項、定性           | 直近の二連結会計年度(連結財務諸表の作成に係る期間をいう。)ついて経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項( | 第四条 規則第八十四条第三号ハに規定する自己資本の充実の状況に項) | (連結自己資本比率を算出する場合における連結会計年度の開示事 | 現   |

6

ばならない。

示事項)(連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開

第五条 替えるものとする。 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」 Ł は 中 項第七号において同じ」とあるのは 連結貸借対照表」 は 則第八十四条第 近の二中間連結会計年度 前条第 連結貸借対照表」 て経済産業大臣、 「中間連結貸借対照表で認識され、 「中間連結財務諸表」と、 「第五項」 「連結貸借対照表で認識され 同号ニ中 前条 「第五項並びに第六条第一項第十四号及び第十五号」とあるの に係るものに限る。 前連結会計年度」 項中 (第三項第二号から第十号までを除く。 と 「連結貸借対照表及び連結損益計算書」 「連結財務諸表」 と 項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況につ 同条第三項第十一号中 とあるのは 財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項 同条第四項第一 とあるのは (中間連結財務諸表の作成に係る期間をい )につい 連結貸借対照表」 とあるのは かつ、 「中間連結貸借対照表」 て準用する。 「をいう」 「前中間連結会計年度」と読 一号へ中 かつ、 連結損益計算書」とあるの 「連結財務諸表」とあるの 中間連結損益計算書」 「をいう。 「中間連結財務諸表」 と کے とあるのは この場合において 同条第五項第一 同項第八号イ中 0) とあるのは 対規定は、 第六条第 同号ハ 「中間 (直 規

(新設)

(連結自己資本比率を算出する場合における中間連結会計年度の開

第五条 量的な」 るのは 借 借対照表で認識され 中間連結貸借対照表」 則第八十四条第 結貸借対照表で認識され 対照表」とあるのは て同じ。 の定性的な」 とあるのは て準用する第四条第 近の二中間連結会計年度 いて経済産業大臣 前条第一 対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。 「連結貸借対照表及び連結損益計算書」 に係るものに限る。 前条 「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第 」とあるのは لح 一項中 「第五条の規定により読み替えて準用する第四条第 (第三項第二号から第十号までを除く。 同項 ٤ 「前項」 項第三号ハに規定する自己資本の充実の状況につ 第 同項第十 財務大臣及び金融庁長官が別に定める事 一項」と、 「中間連結貸借対照表」と、 号 ۲ か 「をいう。 とあるのは 7 へ中 (中間連結財務諸表の作成に係る期間を )について準用する。 同条第四項中 カシ ~ つ. 号中 連結損益計算書」 ーをいう。 同条第三項中 ے کر 中間連結損益計算書」 「連結貸借対照表」 「第五条の規定により読み替え 同項第八号イ中 第六条第 第 とあるのは 「第一項の定性的な」 項の定量的な」とあ とあるのは この場合にお 同号ハ中 項第七号にお とあるのは 0 「中間連結貸 別規定は、 لح 「連結貸借 「中間連 「連結貸 同号二 項 項 の定 食 規

| 3 (略) | によりそれぞれ作成するものとする。別紙様式第三号により、同項十四号に掲げる事項は別紙様式第四号 | <b>(</b> <u></u>               | 2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に原因(当該差異がある場合に限る。) | 十五 前四半期の連結レバレッジ比率との間に著しい差異を生じた | 十四 連結レバレッジ比率の構成に関する事項 | 一~十三 (略) | 項は、次に掲げる事項とする。 | 庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事 | 第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融 | (四半期の開示事項) |  |
|-------|---|--------------------------------|--|--------------------------------|-----------------------|----------|----------------|--------------------------------|---------------------------------|------------|--|
| 3 (略) | 別紙様式第三号によりそれぞれ作成するものとする。                        | 掲げる事項は別紙様式第二号により、同項第十二号に掲げる事項は | 2 前項第八号に掲げる事項は別紙様式第一号により、同項第十号に                  | (新設)                           | (新設)                  | 一~十三 (略) |                | 庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。       | 第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融 | (四半期の開示事項) |  |